

新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン

学校法人 片柳学園

2023年2月

目 次

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する本学園の考え方	1
I 学校運営	
1 感染症予防策の徹底	3
2 活動制限指針	4
3 教育研究活動上の留意点	4
4 登校の判断	5
5 学生会館・学生寮	6
6 年間行事計画等の見直し	6
7 新型コロナワクチン接種や感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処	6
8 教職員の健康管理	6
9 教職員の勤務体制	7
II 臨時休業	
1 感染者が出た場合	7
2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）	8
3 地域一斉の臨時休業	8

【本ガイドラインについて】

本ガイドラインは、国のガイドラインに基づき、本学園として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。なお、本学園の具体的な対応については別に定める「新型コロナウイルス感染症対策行動計画」に基づくこととします。

【感染症対策に関する本学園の考え方】

教育活動の継続に当たっては、本学園において、以下5つの対策を講じることが重要と考えます。

- ・ マスクの着用、手洗い・手指消毒、咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ・ 校医と連携した学園内保健管理体制の整備
- ・ 日頃の連絡体制を確認しておくこと
- ・ 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避
 - ① 多くの人が密集
 - ② 換気の悪い密閉空間
 - ③ 近距離での会話や発声



・感染リスクを高めやすい、以下の5つの場面を徹底的に回避

場面① 飲食を伴う懇親会等

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

場面③ マスクなしでの会話

場面④ 狭い空間での共同生活

場面⑤ 居場所の切り替わり

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のまじご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋外ラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



I 学校運営

1 感染症予防策の徹底

(1) 学生

ア 本学園は、学生に対し、マスクの着用、手洗い・手指消毒、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆うなど）の励行を指導する。

<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>

イ 学生には、毎朝、自宅(学生寮)で検温するよう指示するとともに、発熱等や味覚・嗅覚異常、倦怠感などコロナ感染症と思わしき症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導する。

ウ 登校前に検温ができなかった学生については、必要に応じて学内で検温をする。

エ 通学時及び学園内では、キャンパス内におけるマスク着用ルールに従い感染の防止に努めることを指導する。

オ 身体障がい等の理由によりマスク等の装着が難しいなどの場合は、咳エチケットの要領で、飛沫を防止するとともに、社会への理解を促すために意思表示の明示に協力するよう指導する。あわせて、マスクを着用できない者の特性や事情を理解するよう指導に努める。

(参考：わけがありますく <https://www.wakega-arimask.com/>)

(2) 教職員等（非常勤講師含む。以下同じ。）

ア 教職員等（非常勤講師含む、以下「教職員」という。）は、学生と接することから、マスクの着用、手洗い・手指消毒、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を一層、徹底すること。

イ 本学園は、教職員に毎朝自宅で検温を行うなど適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるよう積極的に促し、（1）イに示す症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じる。

(3) キャンパス内環境

ア キャンパス内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指衛生を保てる環境を整備する。

イ 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるとともに、換気設備を適切に使用する。

ウ 教室・トイレ・エレベーターなどのうち、特に多くの学生が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上、消毒液を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

2 活動制限指針

本学園の諸活動については、このガイドラインのほか、別に定める「新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校法人片柳学園(法人本部、東京工科大学、日本工学院蒲田・八王子・北海道、日本語学校)の活動制限指針」(レベル0～レベル4)(以下、「片柳学園活動制限指針」という。)に基づき、感染拡大状況に応じた活動制限を行い、留意するものとする。

3 教育研究活動上の留意点

教育研究活動を行う際は、学園全体への感染症の拡大を防止するため、多人数での活動はできるだけ避けることとする。また、臨時休業により学修に不足が生じる場合には、適切な対応を行う。

(1) 時差通学

電車・スクールバスによる通学での混雑を避けるよう、授業開始時刻・終了時刻を定める。

特に、スクールバスについては、待ち時間・乗車中の混雑を避けるよう、発着場所・経路や乗車人数の検討も含めて学生の安全に配慮した運行とする。

(2) 分散登校

健康観察を十分に行うとともに、密集を軽減した教育研究活動を実施するという観点から、各設置校学部学科・カレッジごとや、学年ごとの分散登校を実施する。

その際、各使用教室内が三つの密の空間とならぬよう配慮し、遠隔授業等も活用するなどして、教育研究活動の場の工夫に努める。

(3) 感染症対策に留意した授業の実施

ア 授業中、教員は飛沫防止のため必ずマスクを着用し、状況に応じてフェイスシールドを使用する

イ 授業中、学生が体調不良を訴えコロナ感染症が疑われる場合は、その場で医務室に連絡し、看護師に指示を仰ぐ。なお、コロナ感染症が疑われる場合、医務室は使用しない。

医務室 蒲田キャンパス 直通 03-3732-1120、03-3732-1350 内線 4165、5779

八王子キャンパス 直通 042-637-1054 内線 1119

ウ パソコンなど複数の者が共有するものは定期的に消毒を行う。

(4) 学生食堂

ア 会話を控え黙食を徹底する。

イ 弁当販売の拡大、キッチンカーの利用等、学生食堂への学生の集中を分散させる。

(5) 休憩時間

ア 教室等のドアや窓は開放し、十分な換気を行う。

イ 実習室等での共用機材を使用した実習後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する

(6) 部活動・サークル活動

部活動・サークル活動は、「片柳学園活動制限指針」に基づき実施の可否を判断し、活動する場合は、次の事項に留意して実施する。

- ア 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、学生が密集した状態とならないよう工夫する。
- イ 学生の健康・安全の確保のため、顧問や指導員が、地域の感染状況や学生の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- ウ その他、活動に必要な指針を別途定める。

(7) 学校行事

- ア フレッシュャーズキャンプ、研修旅行、サービスラーニングなど宿泊を伴う行事やキャンパス外での活動は、「片柳学園活動制限指針」に基づいて判断する。
- イ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、学部学科・カレッジ・学年ごとに分散実施するとともに、検診時に待機者が滞留しないよう工夫を行う。
- ウ 講演会、避難訓練、体育祭、学園祭など学生が一堂に会して行う活動は、「片柳学園活動制限指針」に基づいて判断する。ただし、延期又は中止となった場合でも、避難経路の確認については工夫して確実に行う。

(8) 保護者会、教育課程編成委員会等

- ア 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。
- イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。
- ウ TV 会議システムやインターネットを活用した遠隔での実施も検討する。

(9) 学生生活指導

キャンパスでの用件が終了した後は、速やかに帰宅し、不要不急の外出をしないよう指導する。

4 登校の判断

(1) 医療的ケアが日常的に必要な学生について

- ア 医療的ケアが日常的に必要な学生については、地域の感染状況を踏まえ、主治医や校医に相談の上、当該学生の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い学生についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「欠席」とはせず、「出席停止」として扱う。

(2) 海外から帰国した学生について

- ア 留学等から帰国した学生は、水際対策強化に係る新たな措置に従い、行動するように要請する。

水際対策強化に係る新たな措置（内閣官房）：

https://corona.go.jp/news/news_20211105_01.html

イ 指示に従った出欠の扱いは「欠席」とはせず、「出席停止」として扱う。

(3) 新型コロナウイルス感染症が疑われる学生について

別に定める「新型コロナウイルス感染症が疑われる場合等の対応マニュアル」による。

5 学生会館・学生寮

ア 寮生は、毎日検温を実施し、健康記録表への入力を行うよう指導する。

イ 共用スペースの換気・清掃・消毒については、キャンパス同様適切に行う。

ウ 手指のアルコール消毒液を、寮内各所に配備する。

エ 食堂では、黙食を徹底する。

オ 共同浴室は時差利用を推進し、混雑を避ける取り組みを行う。

6 年間行事計画等の見直し

分散登校等により計画通り実施できなかった場合は、教育活動等を補うため、長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しを検討し、必要な変更を行う。

7 新型コロナワクチン接種や感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

本学園においては、学生・教職員一人ひとりが、ワクチン接種による感染症予防の効果や副反応について考え、個人の自由な意思でワクチンを接種することを尊重し、接種の強要や、接種の有無による制限を行わない他、感染者、濃厚接触者とその家族、また、感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対し、偏見や差別が生じないように指導を行う。

8 教職員の健康管理

- (1) 毎朝自宅で検温し、健康状態を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入すること。管理職は、毎日、「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。
- (2) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。
- (3) 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定した運営体制を準備しておくこと。
- (4) マスクの着用、手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では飛沫をとばさないよう対策すること。

(5) 勤務時間外においても、「3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声をする密接場面）が同時に重なる場」と、感染リスクを高めやすい「5つの場面（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

9 教職員の勤務体制

政府の方針や感染状況等に応じて適切に決定し、学園内に業務連絡として速やかに周知する。

II 臨時休業

1 感染者が出た場合

(1) 学生の場合

ア 学長・校長は、当該学生について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 本学園は、学校保健安全法第20条に基づき、感染症の予防上必要がある時は学校の全部又は一部について臨時休業を行う。ただし、東京都衛生主管部局（北海道衛生主管部局）または所轄の保健所と相談の上、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について別途判断する場合がある。学生寮についても原則として同様とするが、所轄の保健所からの指示を踏まえて対応する。

ウ 本学園は保健所の指示に従い、学園に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、キャンパス内（学生寮も含む）の消毒を行う。

エ 本学園は、学校の全部又は一部の臨時休業を行う場合、その他感染拡大を防止すべき急迫の事態が生じた場合には、プライバシーに配慮した上で、学園利害関係人（学生・保護者等）に対して説明文書を公開する。

オ 保健所の指定する療養方法において療養期間が過ぎた学生は、登校再開可能とする。ただし、保健所による健康観察において問題がある場合は、自宅療養期間の延長を指示することがある。

(2) 教職員の場合

当該教職員については、治癒するまでの間臨時休暇とする。なお、以降の対応については、「1

(1) 学生の場合」のイからカまでと同様の取扱いとする。

(3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、学生が自宅で学修が進められるよう、事前に映像コンテンツも含めた教材等の準備を行う。また、臨時休業中の学生への学修支援として、ICTを活用した遠隔授業等の方法も併せて準備を行う。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

（1）学生の場合

ア 学長・校長は、学生の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該学生が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に学生・保護者に周知する。

イ 学長・校長は、保護者や学生から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該学生に対して出席停止の措置を行う。

ウ この場合、本学園は原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

エ 本学園は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の学生の健康観察を行う。

（2）教職員の場合

本学園は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間当該教職員を臨時休暇とする。なお、以降の対応については、「2（1）学生の場合」ウからエまでと同様の取扱いとする。

3 地域一斉の臨時休業

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増した「感染拡大警戒地域」においては、自治体の首長から地域全体の活動自粛強化の一環として臨時休業の要請がなされる場合がある。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された場合には、都道府県知事より学校施設の使用制限等の要請がなされる場合がある。この要請に基づく臨時休業を行う場合には、本学園として学生並びに教職員の安全を第一に考え、かつ地域における感染拡大の温床となることのないよう、速やかに臨時休業を実施する。この場合、臨時休業期間における学生学修の保障の見地から、教職員は在宅勤務等を第一として必要な業務を継続する。

なお、緊急事態宣言の対象区域に属すると特定されたが、特措法による学校施設の使用制限等の要請がなされなかった場合は、本学園は地域における蔓延状況を踏まえて臨時休業の必要性を判断する。